

平成30年第4回

定例会会議録

会 期

平成30年12月11日（火）から
平成30年12月21日（金）まで

会議日時

平成30年12月11日（火）
平成30年12月17日（月）
平成30年12月21日（金）

東 串 良 町 議 会

平成30年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成30年12月11日 午前10時00分
散 会 平成30年12月11日 午前10時12分

出席議員（10人）

1番 児 玉 勇 治	2番 瀬戸山 譲 一
3番 牧 原 完 治	4番 西 園 貞 美
5番 泊 重 巳	6番 前 田 隆
7番 上 園 ミ キ	8番 原 田 猛
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮 地 利 雄 1番 児 玉 勇 治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	若 松 雄 一
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農業委員会事務局長	高 吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田 尾 勝
総務課長	江 口 勝 志	学校給食共同調理場所長	松 留 謙 一
農林水産課長	木佐貫 勝 志	社会教育課長	橋 口 正 博
福祉課長	津 曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅 樹
税務課長	児 玉 隆 男		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 東水流 勝

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書
- 日程第 5 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第45号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第46号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第47号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第48号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書
- 日程第 5 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第45号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第46号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第47号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第48号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成 30 年第 4 回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番 宮地利雄君及び 1 番
児玉勇治君を指名します。

◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 11 日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から 12 月 21 日までの 11 日間に決定しました。

◆ 日程第 3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 3 諸般の報告を行います。
議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
平成 29 年度事業分については、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略
します。

会 議 の 経 過

- ◆ 日程第4 陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書

議 長（田之畑）

日程第4 陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書を議題とします。

本件は、会議規則第95条の規定により、東串良町議会議員定数調査特別委員会に付託します。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 5 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - ◆ 日程第 6 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - ◆ 日程第 7 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第 8 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例について
 - ◆ 日程第 9 議案第45号 町道路線の認定について
 - ◆ 日程第10 議案第46号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第5号）
 - ◆ 日程第11 議案第47号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第12 議案第48号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第13 議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第14 議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第 5 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について

日程第 8 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第45号 町道路線の認定について

日程第10 議案第46号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 議案第47号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

会 議 の 経 過

日程第 1 2 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 3 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 2 号）

日程第 1 4 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）

以上の 1 0 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

改めて皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第 4 1 号から議案第 5 0 号までを一括し
て御説明申し上げます。

初めに、議案第 4 1 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員
の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上
げます。

平成 3 0 年人事院の給与勧告に基づき、国は期末手当の支給割合について見直しを行
った。それに伴い、本町で制定している東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及
び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例も改正する必要があるためござ
います。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 2 号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて御説明申し上げます。

平成 3 0 年人事院の給与勧告に基づき、国は俸給表及び勤勉手当等の支給割合並びに
宿日直手当の額について見直しを行った。それに伴い本町で制定している東串良町職員
の給与に関する条例も改正する必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 3 号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上
げます。

東串良町例規集の総合的な見直しに伴い、現に存する東串良町条例の整備を図るため
でございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 4 号 東串良町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げ
ます。

生産性向上特別措置法の施行及び本町導入促進計画の作成に伴い、町税条例の改正が
必要になったためでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 5 号 町道路線の認定について御説明申し上げます。

一般車両の交通量増加に伴い、道路網の整備を図るためでございます。よろしくお願
いいたします。

次に、議案第 4 6 号 平成 3 0 年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号）について御

説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,688万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,370万円といたしました。

また歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

なお、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第47号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,513万8,000円といたしました。

また歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第48号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,747万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,102万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,320万8,000円といたしました。

また歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,878万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,010万6,000円といたしました。

また歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

なお、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

会 議 の 経 過

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は１２月１７日午前１０時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前１０時１２分

## 平成30年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成30年12月17日 午前10時00分  
散 会 平成30年12月17日 午後 1時51分

### 出席議員（10人）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 児 玉 勇 治 | 2番 瀬戸山 譲一  |
| 3番 牧 原 完 治 | 4番 西 園 貞 美 |
| 5番 泊 重 巳   | 6番 前 田 隆   |
| 7番 上 園 ミ キ | 8番 原 田 猛   |
| 9番 宮 地 利 雄 | 10番 田之畑 稔  |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮 地 利 雄                      1番 児 玉 勇 治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |             |         |
|--------|---------|-------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長        | 若 松 雄 一 |
| 副町長    | 畠 中 勇一郎 | 企画課長        | 中 島 孝 一 |
| 教育長    | 天 神 康 男 | 農業委員会事務局長   | 高 吉 幸一郎 |
| 会計管理者  | 田之頭 学   | 教育委員会管理課長   | 田 尾 勝   |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 学校給食共同調理場所長 | 松 留 謙 一 |
| 農林水産課長 | 木佐貫 勝 志 | 社会教育課長      | 橋 口 正 博 |
| 福祉課長   | 津 曲 稔   | 総務課長補佐      | 瀬戸山 雅 樹 |
| 税務課長   | 児 玉 隆 男 |             |         |
| 建設課長   | 甫 村 良 教 |             |         |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      大 園 保 広                      書 記      東水流 勝

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第46号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第46号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。
順番に発言を許します。
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

おはようございます。それでは、通告に従って順次質問をさせていただきます。
まず初めに、福祉について質問させていただきます。

私が申すまでもなく、地域包括ケアシステムの目指す地点は、団塊世代が全員75歳以上になる2025年であると思います。この年を目途として重度介護状態になっても住みなれた地域で自分らしく暮らして最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まいの生活支援が包括的に確保できる体制というのが地域包括ケアシステムではないかと私は理解しております。しかし、問題は支え手の減少ではないか。支え手の減少の歯どめとなる対策を町として考えていることがあれば伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

改めておはようございます。お答えします。

急激な少子高齢化は、医療、介護等の担い手、支え手不足にも直結しております。現在、国会で審議されている入管難民法改正案の背景となった労働力不足の観点からも、十分に理解できるところでございます。本町は入院施設等の社会資本が不十分で町単独での支援体制が困難な状況でございます。

そこで平成24年度から肝付町と一緒に管内の医療機関や介護事業所などと意見交換を開催しております。現在では、在宅支援のためのいろいろな相談にも対応していく体制が整いつつあるところでございます。

また鹿屋市内などの病院から退院される際には、地域包括支援センターが中心となって、入院されている病院と地元の介護施設やかかりつけ医との連絡調整を行う退院支援ルールが大隅半島全域でことし1月から開始しております。退院後も安心して自宅等に

帰れる取り組みも始まったところでございます。高齢者が健康であることは、要介護者の増加を抑制するだけではなく、支えられる側が支える側になってまいります。介護は、必要な高齢者を効率よくサポートするためには、家族や地域の医療機関、介護の人材が連携するほか、地域の元気な高齢者が声かけや見守りの支援を行い、状況に応じて助け合うなど超高齢化社会に求められる新しい介護の形が必要となります。

本町では新たな社会資源の開発やネットワークづくりを進めるための協議体、支え合い東串良をことし8月に設置いたしました。2名の生活支援コーディネーターを中心に筋力アップを中心としたころばん体操や認知症予防も視野に入れたひらめき体操といった介護予防事業など行っています。いずれも住民主体の活動であり、地域住民のつながりや助け合う体制づくりにつながるものと期待しているところでございます。支え合いの地域づくりを進めるためには、地域で生活や活動をしている人や団体等と行政が連携しながら地域の実情を把握し、共有することが何よりも重要です。今後も地域のつながりを重視した支え合いの地域づくりに向け、さらなる充実を図ってまいります。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

町長の答弁で十分わかりましたけれども、この介護保険、東串良町福祉計画、いわば介護保険事業計画の中に第7期の中に、平成30年度から32年度の中に、介護人材育成に取り組まますというふうになっておりましたが、具体的にはどういう取り組みをされるのか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えいたします。

介護というのは、自分で自助というものと、それから共にという、共助ですね、それから公助、公のものとですので、そういう自助、共助、公助、そのあたりが連携していくものでありますが、まず地域に人材をふやすということでは、先ほど町長も申しましたように生活支援コーディネーターを通じて、地域にある人材、例えば老人クラブの委員の元気な方々が地域で支え合う人材になっていただくというようなことを一番中心に考えていきたいというふうに思うところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

私が一番危惧しているところは、この支え不足により何が問題となるかということです。

一つは、介護保険財政の支えている保険料や税金を負担する人が減るということ、それと若年世代が、1人当たりが高齢者を支えるために負担するお金がどんどんふえていくということであります。介護保険がスタートした2000年当時は、65歳以上と64歳未満の人口比率はほぼ1対4でありました。それが2025年度には1対2以下になると言われております。

二つ目は、全体の労働力人口が減るということにより、当然介護サービスを担う労働者も縮小していく。特に過疎化が進めば、サービス資源そのものが足りなくなる可能性もある。だから国が進めようとしている2025年に向けた地域包括ケアシステムは、このような状況に対応しようということではないでしょうか。

来年4月1日、施行となる改正入管難民法が8日に成立いたしました。人手不足を外国人で補うことができるようになりましたが、それで人手不足が解消されるのか。介護現場は多様な資格者が必要であるというふうに思っております。介護現場を外国人が担うには、それ相応の時間も必要ではないかと思うのであります。まだ成立したばかりで法が改正するたびに市町村の福祉課の仕事はますますふえるばかりであります。まずはこの福祉課での人手不足も起きてくるのではないかと。忙しくなればそういう状態が起きてくるのではないかとというふうに思っておりますが、町長その点はいかがでしょう。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、人手不足のことをおっしゃいましたけれども、今回また新たに生活支援コーディネーターを一応採用ということで考えております。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

やっぱり人手不足というのは住民にもやっぱり影響を及ぼしますので、そこら辺のところはそれ相応に対応していただきたいというふうに思っております。

それから2番目に入りますが、次に、ふえていく認知症者、障がい者等の在宅での介護であります。介護者に対する町の対応は十分であるかということと、介護者が体調を崩せば、被介護者が施設に移らざるを得ない状況が生じるかもしれない。被介護者がこのような状態にならないために地域で支えられることはないか、町の考え方をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

認知症への早期対応の一つといたしまして、認知症初期集中支援チームの活動が挙げられます。本町では昨年度設置いたしまして、初期症状が見られる高齢者に対し、サポート員にも協力いただきまして、早期受診へつなげ、家族など介護者の支援を行っているところでございます。また、障がい者をお持ちの方々は自宅や支援施設で入浴、排せつ、食事の介護など障がい福祉サービスを提供されており、介護者の負担の軽減につながっているものと思っております。町ではまた寝たきりや認知症の高齢者、重度心身障がい者児等で在宅で介護している方々に対し、介護者福祉手当を支給しております。介護者の心労の労をねぎらい、寝たきり、高齢者等の生活の安定と福祉向上を図るために町単独で行っているものでございます。

また、認知症の方々とその家族への支援といたしまして、地域包括支援センターが中心となって相談を受けており、本人や家族も含め、地域住民に認知症の進行状況に応じ、どのような医療、介護を受ければいいのかをお示ししたり、認知症サポーターの養成、活用、認知症カフェ等の取り組みを行っております。この認知症カフェのほうは包括支援センターのほうで行っております。障がいをお持ちの方々へのケアについても周辺住民からの理解や声かけ等の日常的なコミュニティの形成が最も重要と思われますので、地域の行事やイベントでの障がい者との交流により面識が生まれ、介護者の負担軽減につながるものと思われます。以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

認知症サポーターの養成講座、年何回行われるのかお伺いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えします。

年何回ということじゃなくて、地域地域で集まりがあつて、そこらでもどういう団体でもいいんですけれども、要請があれば福祉課、包括支援センターのほうで段取りを組みまして出向きまして行っていきたいというふうに思っております。平成29年度までに374名の方が受講されております。ちなみに役場職員にも平成28年度でしたか、

全ての職員に受講するよいうにということで、大方出張以外の方は受講したところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

今、課長から説明を受けたわけなんです、要請があればということで、町からの積極的なものではないということでよろしいでしょうか。要請があったときにすると。要請がなかったらしないということなのではないでしょうか、そこら辺をちょっと。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

これはその地域地域の方々がどういうふうに考えていらっしゃるかということも一番ありますので、こちらのほうから押しつけのような形では余りしないほうがいいんじゃないかなということで地域包括支援センターのほうではあちこちで体操教室なんかもしておりますので、そういう場の中で話をして、要請があったときも、我々も受けてみようかなというのがあったときには出向いていくということで押しつけのようなものはやめたいというふうに思っているところでございます。

議 長（田之畑）

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

この前の新聞記事でこういうのをお見受けいたしました。養護小規模、看護小規模、多機能型居宅介護が県内で広がっているという記事であります。これは医療と介護の垣根を超えた支援を一つの事業所でまとめて受けられる事業であるということでありました。これによって家族の介護疲れ、軽減が期待されるとしておりますが、だからといって全ての問題が解決できるわけではない。自治体は実情に合わせて仕組みづくりを常に見直していくべきと鹿児島大学の教授はコメントしていますが、問題は介護士の確保、何をするにも人材不足が直面をするわけでありました。そこで、町内在住者の中に、親の介護をするために資格を取り、親をみとった後、職に復帰せず自宅にいる人もいらっしゃる。私はこのような人を知っておりますが、このような人がまだほかにいらっしゃるかもしれない。いわば掘り起こしをしてみる気はないか。町内にどういう人たちがいらっしゃるかというようなことを調査してみる気はないかということなんです、それによってそういう人たちの活用ということもできるのではないかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃった町内在住者を対象にヘルパー養成はできないかということですね。

7 番（上 園）

いや、それとはまた別です。

町 長（宮 原）

あ、別ですか。掘り起こしですか。

7 番（上 園）

掘り起こしです。そういう人たちが、資格を持った人たちが町内にいらっしゃるんですね。親をみとった後・・・聞き取り難し・・・

議 長（田之畑）

7番。もう1回再質問してください。

上園ミキさん。

7 番（上 園）

そのヘルパーとはまた別問題で、そういう親をみとった後、親をみるために資格を取っているんですね。それで親をみとった。そういう人たちが職に復帰をしないで、そのままおうちで生活をしていらっしゃる。いわば無職の状態。そういう人たちの掘り起こしはできないかということなんですよね。そういう人たちがいらっしゃる、私はそういう人も知っていますので、そのことをお尋ねしたところなんですけど、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お尋ねしたいんですけども、それは介護福祉士みたいな形の資格は持っているんだけど、自宅にいらっしゃる方というようなことですかね。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時19分

—◇—
再 開 午前10時23分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

それでは、先ほど町長が答弁しようとした町内在住者を対象としたヘルパー養成ができないかというところで、伺いたいします。このことは1、2で質問をしたことの解決策にもなるような気がいたしますので、町長いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

かつては、ホームヘルパー資格の1級、2級がございましたけれども、制度改正によりまして、平成25年4月から介護職員初任者研修に一元化されまして、新人向けの入門的な資格として位置づけられております。3カ月程度で取得が可能な最も取りやすい資格でございます。この研修は、介護に携わる方々が業務を遂行する上で最低限の知識、技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものですが、実施主体は県または県知事の指定したものとなっています。つまり介護職員初任者研修を行う事業者となるためには、研修カリキュラムや実習計画、そして、講師の一覧等を県に提出し、研修の最後には、出題内容を事前に県から承認を受けた試験を行うなど県の指定を受ける必要がございます。このようなことから、大隅半島では、社会福祉法人や医療法人など、数カ所しか指定を受けておりません。通常この研修の受講には、約10万円の費用が必要ですが、ハローワークが主催している辞職者を対象とした職業訓練を目的とする養成研修であれば無料での受講が可能です。本町では研修受講料助成制度を設けて、この研修を受講する方には、それに要する費用の一部について助成金を交付しています。先ほど申しましたように、町内での受講はできませんが、指定された事業所等で受講を希望される方がおられる場合は、今後とも助成によるサポートをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

その指定された事業所というのが町内にあるのかなのかということをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えします。

町内にはございません。

議 長（田之畑）

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

私の通告が一応ホームヘルパー養成ができないかというところで限定いたしました。が、本当は私が言いたかったのは、いわば家族介護、そういう人たちの軽減を図るためにも、いわばそういう介護をしている人たちにほんの少しのいわば知識があれば、すごく介護をしている人が楽になるんじゃないかという、私も親をみた経験がありますので、そのときに看護師さんにおむつをかえるときには、こういうふうにしたら楽だよとか、着がえをさせるときにはこういうことをしたら楽だよというようなちょっとしたものを学びました。そうしたらすごく苦痛にならなかったんですね。そういうことを少し学んだだけでも、物すごく楽になった。自分自身がみる側がすごく楽になってそういう介護をするのにも苦痛にならなかったということで、私は町の看護師さんとか、そういう資格を持った人たちが町内の男女を問わずに町内の介護をしている人だけではなくて、町内一円に地域でそういうちょっとした指導をしていただければ、みる側にとってはすごく助かるというような気がいたしました。ヘルパーの資格を取るためにはすごく短縮されて59時間を受けたらいい。受講時間が59時間、昔は100何時間だったんですね。それが短縮されたということで、取りやすくはなったんですけれども、なかなか以前、私は前の町長にお願いをしてヘルパーの資格を取るために一つの支援はできないかということを質問をして、そういうふうに支援をしていただくようなことにもなったんですけれども、私はそれだけではなくて、資格をもって何かをするということも大事なんです、やっぱり親をみる人にとっては資格も必要なんです、そういうちょっとしたことを教えてもらうことですごく介護が楽になったという経験からそういうこともできないのかなというふうなことを感じております。だから負担軽減のために限定するのではなくて、対象の幅をそういうふうな形でちょっとした教えを請うだけでも助かるというふうに思っておりますので、

そこら辺のところはどうなのかなと。難しい面もあると思いますが、そこら辺はどうなのかなと思いましたので、これにひっかけて質問をさせていただきますが、どうなのでしょう、できないものなのでしょう。

議 長（田之畑）
福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えになるかどうかわかりませんが、そういう資格を持つことじゃなくて、親を今後みるために実技としてそういう自分で把握をするといいますか、知識を持つということです。そういうことは本当大切なことではあると思いますので、介護施設も町内にはございますので、そういうところから講師で来ていただいて、地域でそういうのを実技を含めた講演等をできないかということについては、そういう介護施設等やら、うちの保健師等も含めて、それから管理栄養士等も入れて研修会ということは、検討していけば可能ではないかと思いますので、今議員おっしゃったようなことができないかどうかというのは、また福祉課等や介護施設等と今後十分協議をしていって、地域に広められればいいかなと今は考えるところでございます。以上です。

議 長（田之畑）
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

ぜひ在宅介護者も今後はふえていくというふうに思いますので、介護をする人がやっぱり楽というのはあれなんです、心の負担にならないような軽減策というのも大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

それから次は、防災についてお尋ねをいたします。

1番目に高齢者、あるいは障がい者の避難は、誰がどう担うのか、町としての計画があれば尋ねるとして通告をいたしました。まず、そのことについてお答え願います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

防災についてお答えします。

突然の災害に見舞われたときに被害が集中しやすいのは、高齢者と乳幼児や妊産婦、そして障がい者などでございます。このような災害時に手助けが必要な方を要配慮者と位置づけております。町では現在、319名を本人の同意を得た上で緊急連絡先や医療情報、そして支援情報を把握しております。緊急時においては、地域の消防団ご

とに支援体制をとる計画となっております。

議 長（田之畑）

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

消防団の皆さん方が把握して、そういう人たちを支援するというふうになっていらっしゃるんですが、いわば地震とか津波というのはいつ来るかわからない。消防団の皆さん方が常に待機していらっしゃるということであればそういうことも可能でしょうけれども、いらっしゃる場合はどういうふうにするのか。どうのような連絡網をもってそういう人たちを担うのかということが大事になってくるというふうに思っております。11月11日に九州ブロック合同訓練がありました。救助する側だけの一方的な訓練であったのじゃないかなというふうに私は思っておりますが、それも総務省の消防庁が主体であり、口出しできるわけではないということも自覚しております。できたらもっと住民を巻き込んだ訓練ならば住民の意識も違ってくるのではないかというような感想も持ちました。しかしこのような訓練が自分たちの命、生活を守ってくれているということも見過ごしてはならないということでもあります。大切な訓練であるということは自覚いたしております。

それで2番目に地域自主防災組織の活動の実態ということで通告しておりましたが、最近余りそういうことを聞かなくなった防災組織は、どこがどのような活動をしているのか、教えていただきたいというふうに思っております。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

自主防災組織は現在79振興会で結成されておまして、地域独自の自主防災活動を行っていただいております。この自主防災組織は自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感や隣近所の方々が分担しながら力と心合わせて助け合うことがいいという役割でございます。要配慮者の安否確認や支援についても日ごろから住民同士のつながりが災害時の支え合いの大きな力となっております。今おっしゃいました活動内容は、これまで初期消火訓練が主体となっておりますが、今年度県のモデル地区として、豊栄地区自主防災組織連携ネットワークの構築支援事業を実施しております。まち歩きによる危険箇所、点検や空き家の把握、要配慮者宅など地区防災マップを作成いたしまして、豊栄地区防災計画は策定される予定でございます。また、豊栄地区については、来年度に避難訓練の予定を計画しております。事前の備えや災害想定による対応準備を検討することで、地域の防災力の向上が図られ、この取り組みが町内及び県内に附随的効果が期待されます。とにかくこの避難訓練をやることによって、

住民みずからが体で覚えるということを念頭に置いて実施したいと思っております。
以上でございます。

議 長（田之畑）

7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

79の自主防災組織がある中で指定をしてモデル地区として訓練を行っていただいているということでございますが、できたら79のその自主防災組織が同じような活動ができるような状態というのはやっぱり私は必要じゃないかなというふうに思っております。一番の問題になるのが、自主防災組織はできましたけれども、振興会長が主体となってつくった組織であるというふうに私は認識しておるんですが、年々その振興会長が交代されますよね。そうすれば次の方に引き継ぐときにどのような引き継ぎ方をされるのかということも、やっぱり町としてしっかりとそこら辺の指導というのも私は必要になってくるのではないかと。いわば住民の生命と財産を守ることが大事になってくると思いますので、ぜひ79、それ以上の組織ができて、同じような活動が、活動体制といいますか、そういうものを構築していただきたいというふうに思っておりますので、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思っております。

次に高齢者、学校現場での訓練のあり方を検討してみる気はないかということでお尋ねいたします。

まず高齢者の皆さんであります。私は議員活動をする中で、柏原地区の方からこんな話を伺いました。どのような訓練があったか、私自身もよくわかりませんが、川沿いの方々だけの訓練に異を唱えていらっしゃるようでした。柏原でいうならば、新町、栗寺町といいますか、住んでいらっしゃる人も同じような訓練をしてほしいと。自分たちは友達が下のほうにもたくさんいらっしゃる。その友達のところによく遊びに行くことがある。同じ訓練を受けていないと、自分たちだけ、もし何かがあった場合には、どういう行動をとっていいのかわからないというようなお話をされました。どこでどのような災害に遭おうと同じ行動がとれる訓練を町長は検討してみる気はないかということをお伺いします。

それと学校現場であります。学校内で訓練はよくされていると伺っております。しかし学校にいますときだけ災害が起きるとは限らない。いつ何時、どこで何があろうと日ごろの訓練を生かして、自分で考えて行動ができる。瞬時に判断ができ、行動ができる子供たちであってほしい。そのためには、学校現場から離れた場所で行うのも一つの方法ではないか。例えば運動会のプログラムの中に組み入れるとか、難しいと思えば何もできないわけなんです。先生たちは生徒会と話し合って、できる方法を模索してほしいというのが私が尋ねることです。教育長にお答えいただきます。まずは、町長からお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃいました防災訓練については、今さっきおっしゃいましたけれども、川沿いの方だけではなくて、上の方々も本当は対象としてやった訓練でもあったわけですが、以前、私の前の前町長のときも、防災訓練というか、避難訓練は柏原小学校のほうで避難訓練が実際されたことは事実でございます。いざというときに、素早く的確な対応をとることを目的に実施しておりますが、昨年は洪水を想定した防災総合訓練、そして地震、津波を想定した夜間津波避難訓練、ことしはさっき議員おっしゃいました緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練も実施していただきました。またことし、9月30日の台風24号では、70名の方が一時避難所へ避難いたしまして、人的被害もなく安堵したところでございました。逃げない方をどうやって早目の避難を促すかという課題も出てまいりました。今月23日には、また防災シンポジウムを開催いたします。これは東日本大震災で、当時6歳の娘さんを津波火災で亡くされました佐藤さんという方を講師にお招きいたしまして、なぜこういう悲劇が起こったのかということで、教訓としてお話しいただく予定でございます。また実動訓練だけでなく、形式や内容などさまざまな防災意識の啓発を継続的に実施することによりまして、高齢者がどのように避難時の支援や配慮が必要か、防災時の課題も改善していきたいと考えております。

議 長（田之畑）
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

町長もおっしゃいましたけれども、逃げない人をどうやってそういうところに避難をさせるのかということは、自分はここでいいと、頑として動かない人も中にはいらっしゃるんですね。そういう人たちをどうやって説得して避難をしていただくかということも大事だろうというふうに思います。まずは台風とか大雨とかいうのは予測がつきますよね。ところが地震とか津波というのはいつ来るのかわからない。ですので、そういうときにどのような対応をしたらいいのか。やっぱり各自がそれぞれの意識を持って行動することが大事ではないかというふうに思うわけでありまして。何が起きても、いわば台風だったら台風がどういうふうな進行方向で来ますよということがわかれば、それなりに避難はできるということでありまして、地震・津波というのは予測がつかない。そういうことに対応できる、いわば町の町民の意識を高めるためにやっぱり日ごろの訓練というのは大事になってくるのではないかなというふうに思いますので、今後も心して訓練に取り組んでほしいというふうに思います。

それでは教育長のほうでよろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

学校関係についてお答えいたします。

先ほどの質問の中にもありましたように、学校のほうではかなり取り組んでいる部分もあるかと思いますが、まずその辺からお話をしてみたいと思います。

議員の意図するところですが、子供たちが自分の判断で避難行動ができるようにさせたいと、そういう趣旨だろうと推測しておりますので、そういう観点で少し言いますが、私もその考え方には全く同感です。前々から私自身、自分の頭で考える習慣を子供たちにはつけさせたいと。またそういう子供の育成を先生方にもお願いをしてきました。前にも申し上げたことがあります、釜石の奇跡の事例のように、単なるマニュアルどおりではなく、避難場所へすぐに逃げなさいというような、自分の命は自分で守るという教育が大事だと思っております。訓練のための訓練だけでは、いざというときには役立たないことがあると思われまふ。現在の本町の学校での避難訓練の例ですが、教育課程に位置づけられた学校行事、昨年度平成29年度の分では、年4回で、うち2回は引き渡し訓練を含めて、3校合同で実施しています。ただし、幼稚園は毎月実施しています。さらに、休み時間や放課後を利用して、子供たちに予告なしに行われるショート訓練が昨年両小学校を合わせまして11回実施されております。私も昨年、柏原小学校を訪問していたときに、偶然それに出くわしまして、子供たちが一斉に机の下に隠れたり、運動場の真ん中に移動して頭を抱えてしゃがみ込む光景を目にしました。地震への対応だったと思いますが、そういう訓練がされていると実感したことがありました。このショート訓練は中学校でも実施する予定で、この冬休み前にする予定だということも校長先生から聞いております。

ただ、学校外でのということになりますが、先ほど運動会の行事の中でというようなこともありましたけれども、これを予告なしにというのはほかの種目との兼ね合い、時間、あるいはまた保護者等の観客の問題等もあるかと思いますが、即実施というのは少し難しいのではないかと予想しています。ただ、学校だけでなく、ほかを巻き込んでとなると、やっぱりそういう難しい面があると思いますが、校長会でも話題にし、相談してみたいとは思っております。ただ、学校の訓練だけということではなく、いろんな講話だったり、そういう訓練が終わった後の説明、反省、そしてまたきょうはこうだったというような校長の話の中、そういうのを含めて学校外でもという話は常につけ加えるようにはなっておりますので、学校外での一般の方を巻き込んだというのは、私どもだけではなかなか難しいかなというふうには考えております。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

会 議 の 経 過

一つ疑問に思ったのは、引き渡し訓練、それは何を想定されて、地震でしょうか、台風でしょうか、何を想定して引き渡し訓練をされたのか、ちょっとそこら辺をお願いいたします。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

そのときによって違うと思いますが、とりあえずは、子供たちを引き渡さないかん状態ですから、津波を含めた大きなものだと思います。ただ、地震が起こって、すぐおさまるようなものの対象ではないと思っております。

議 長（田之畑）
7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

いわば地震であっても台風であっても、その引き渡しをするといった場合、自分の家が災害に遭って、来れない人たちはどうなるのかというところも危惧されると思うんですが、そこら辺のところも考えてなさっているのか、ちょっとお伺いいたします。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（天 神）

そこまで細かいところの計画まで、まだ過去したということではないんですが、中には最初から来れない方もいらっしゃると思いますので、それは別個に体育館に集めて、学校のほうで面倒を見る形をとったというのは聞いております。

議 長（田之畑）
7 番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

やっぱり大事なことは、日ごろから子供たちの頭の中にそういうものが常に入っている状態というのは難しいのかなというふうには思いますけれども、やっぱり瞬時に判断できる、こういうときにはこういう行動をとるんだというような、そういうことができれば私は一番ベターじゃないかなというふうに思いますので、今後とも訓練はいろんなことを想定して行っていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問は終わります。

議 長（田之畑）

次に、2番 瀬戸山譲一君の発言を許します。

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

通告に従って質問をさせていただきます。

1番目、I o Tとキャッシュレスについての①ですけれども、今はやりのI o Tについて、町長はどんな知見、認識を持っていらっしゃるかお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

I o Tについては、パソコンなどコンピュータ以外の多種多様なものがインターネットにつながり、直接通信できる仕組みと理解しております。このことによりまして、高性能の情報を収集することができ、その情報に伴うサービス向上、効率化が可能になると考えております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

②につながっていくわけですが、だからI o Tは具体的に何かとネットなんかで調べると大変理解しがたい、わかりにくい概念でもあるんですが、やはり自分に最近やっぱりI o Tってどういうことかなと思ったら、セブンイレブンのnanacoカードを自分でつくっていたんですが、このnanacoカードである町内のジュースの自動販売機に行ってやったんですが、現金がなくてもこれで買えるということがわかって、おおっとびっくりしたんですが、このキャッシュレスが東串良でもこのカード1枚でジュースが買えるんだということですよね。東京なんかに行けばJRの改札口なんか皆さんを見ているとほとんどスマホを使って改札のところでカチャカチャとやっていますし、電車のグリーン車なんかに乗ると、グリーン車の決済はどうするかといったら、スマホを自分の席の上の受光器に当てただけで全て決済が済むわけです。これがキャッシュレスの時代だと思うんですが、だからI o Tとキャッシュレスをここで二つに分けて話しちゃいけないんですが、I o Tといえ、具体的にどういうことかといったら、わかりやすいのが、実を言うと、これをグーグル検索すると、隣の肝付町がI o Tを使って認知症のある御高齢の方をGPSを使って追跡できるシステムをつくっていて、これをNTTドコモと一緒に今認証実験をやっていらっしゃるんですが、こういうことでI o Tの活用というのはそういうところ

ろもできるんだなという驚きでございます。

それからさらっといきますけれども、このキャッシュレスも、実を言うと、タブレットにどんどん情報をくださるんですけれども、中国系のラカラという会社なんですけれども、ここが南大隅町の商店街が取り組んで、それはどういうことかという、キャッシュレス、要するによく言われるインバウンドですよね。町内にもいろいろとこれからそういう体制を整えていかないといけないと思うんですけれども、インバウンドですから、海外から来られた方が買い物をされる時、ほとんど現金なしで全部スマホ決済をされるということが、中国の客船が鹿児島港にも着いていますけれども、皆さんが買い物をされる時はほとんどスマホ決済で済まされるそうです。そういう周辺環境を整えていかないと、もう対応できないということで、大隅半島では南大隅町の町長がその辺をよく理解してくださってということで、優先的に導入されて、南大隅町のネッピー館のあのあたりの商店街を今キャッシュレス化をするシステムを構築する段階に入られたそうですので、それでは自分たちも知っておかないといけないかなというふうに考えております。

そういうことで、今ここにもどんどん情報をそこからくださるんですけれども、都城もそういう商工会と組んでキャッシュレスの体制を整えようということで、例えば東串良だったら、まず手っ取り早く、なかなか東串良はそういうお店がないんですけれども、物産館なんかでも、とりあえずキャッシュレスのそういう体制を整えるような考え方をそろそろ持ち始めていいんじゃないかなと思っていますけれども、そういう取り組みをこれから町長考えていらっしゃることはございませんか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

議員がおっしゃったＩｏＴですね、きのうもテレビを見ておりましたら、まちのロケットというか、ああいう形で農業を中心としたトラクターがＩｏＴの関係で無人化されたトラクターが動いていると、そういう状況になったのかなと思っています。

国内の先進地で今言いましたことが今、機器を設置いたしまして、センサーとか、そういうことで、一方では、システム導入に伴う開発や導入費は高額であると認識しておりますけれども、現在大隅４市５町で検討会を数回開催したところではございますけれども、費用面や取り組み面も含め、今後さらなる協議を検討していかなければならないと考えております。

それと今おっしゃいましたキャッシュレス化への移行については、日本でも現在電子マネーやクレジットカードは浸透し、キャッシュレス化が進んできている状況ではございますが、やはり高齢化というか、現金でないと安心できない方も根強くいらっしゃるだろうと思っています。特に本町は高齢者が町民の割合を多く占めていることから、このような状況に困惑している方も多くいらっしゃると思います。現段階では、個人番号カード、マイナンバーカードの推進を図り、国や県の動向を踏まえながら町の施策に

反映していければと考えております。こちらもＩｏＴ同様、大隅４市５町で検討、協議している課題の一つでございます。

議 長（田之畑）

２番 瀬戸山譲一君。

２ 番（瀬戸山）

前向きに検討してくださるということで。というのは、やっぱり国が主要政策の一つとして唱えているわけですから、その辺は頑張っていけないんじゃないかなと思います。

では次に、２番にいきます。柏原の相撲場周辺の整備と今後の運営についてです。

①で、松林を伐採してくださって、すごく見晴らしがよくなってきれいになっているんですけども、次の雑木の芽とか根とかそろそろ出てきていますし、伐採した後の処分もされているところも出てきますけれども、結構費用がかかるのかなと思うんですけども、費用がかかる上で、今後どういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

相撲場のある丸山公園につきましては、平成２８年度に雑木等の伐採を行いまして、見通しもよくなるなど、景観もよくなり、本来の公園としての機能を果たしつつあります。地域住民の方々からも喜びの声が届いておりますが、平成２９年度からはきれいに整備した状態を維持するために、清掃作業の委託を行っております。定期的に作業を行っている状況ではございますけれども、今後も環境維持のために清掃委託を続けていきたいと考えているところでございます。

議 長（田之畑）

２番 瀬戸山譲一君。

２ 番（瀬戸山）

費用が発生するわけですが、その辺はよく考慮してやっていただきたいと思います。

それで近くにある、もう昔から言われていることですが、２番目ですが、老朽化した児童館、そして町営プール、見た感じ本当にいつ崩れるのかなという気がしますが、それをもし取り壊しとかあった後、何かまた町営プールとか、あるいは児童館、近くには農業改善センターもありますけれども、トータルな展望とか予定とかそういうのがあればちょっと教え

ていただいてよろしいですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃいました柏原児童館は昭和42年、東串良町営プールについては、昭和43年に建設されております。いずれも議員おっしゃるとおり老朽化が目立っている状況でございます。

まず児童館の利用状況につきましては、柏原大相撲に使用する備品等収納倉庫として利用しているところでございます。今後解体の方向で検討し、その跡地に柏原大相撲などの各種イベントに使用する備品等収納倉庫、そしてキャンプ等に積極的に利用してもらうためにシャワー室やトイレ施設を含んだ管理棟の建設も検討したいと考えております。

また、町営プールの利用状況につきましては、本町の小学校、中学校等の利用は要るものの、維持管理費や老朽化による補修費も今後増加するものと考えられます。そこで町営プールの解体も検討する時期に来ているところでございますが、新しいプールを整備するか、両小学校のプールを夏休み期間のみ開放することができないか、教育委員会とも今後検討していきたいと思っております。なお、町営プールを解体し、両小学校のプールを利用するとした場合は、柏原地区の活性化につながるような新たな施設の建設も検討したいと考えております。以上です。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今町長の答弁をお聞きして、いろいろ今思ったことですが、やはり相撲であれば、今この3番目にもつながっていきますけれども、やはり倉庫とかもそうですけれども、将来的にやっぱり何年も前から言わせていただいていますけれども、例えば大相撲のそういう人たちのちょっとした、自分が考えているのは、これはイメージですが、各支度部屋の方々が10人、20人来て、しばらくそこに居を構えて相撲のアラカルトをいろいろやっていただければということになれば、柏原大相撲というのは物すごく、また有名になるんじゃないかなと思ったり、あるいはプールだったらただ取り壊してプールをつくんじゃなくて、議員間の仲間でも言ってますけれども、よく言われる絶叫マシンとか、絶叫スライダーマシンとか、ああいうのをつくるなりして、そういう総合的なことも何か町民本位で、あるいは柏原の人たちを集めて、そういうみんなで協議してやっていける方向性というのも大事じゃないかなと思います。というのも今度議員で滋賀県が多賀町というところにも行かせていただきましたけれども、そういうトータルなプランというか、構造物、あるいはそういう施設をつくるときは、町民参加型

のそういう施設という、システムで動いていましたので、町民の皆さん、あるいは柏原地区の皆さんの意見を聞きながらそういう事業を進めていっていただきたいと思います。では、3番目にいきます。

SDGs、なかなか聞きなれない言葉で、自分も最近まで全然こういうことを知り得ることもなかったわけで、ただ、ネットに出ていたものだから何だろうと思ったら、自分たちの知らないところで、もう日本各地の公共団体で取り組んでいらっしゃってということで、自分たちはおくらしているのかなという感じがしました。要するにSDGsというのは、英語のイニシャルですけれども、日本語でわかりやすくいうと、持続可能な開発目標ということで、今の世の中というのは経済成長だけでやってきて、その中のひずみとか、いろいろ問題、矛盾点がいろいろ出てきて、世の中には大変な問題が発生しているわけですが、それをトータルに国連が17の項目を挙げているところに書いてありますけれども、その開発手法に取り組んでいくということですが、まず①SDGsについて、自分も最近まで知らなかったんですが、町長がどういうSDGsについての認識をお持ちかいろんな勉強をされたのであれば、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

このSDGsについては、ピコ太郎さんが何かPRに参加されたというのをテレビで見たことがあったんですが、持続可能な世界を実現するために2015年9月の国連サミットにおきまして採択されました。2030年を期限とする17の目標として169のターゲットからなる世界共通の目標であり、各自治体においても推進していくことが必要であると認識しております。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

このことは、この前の議員派遣で早稲田大学に行って勉強させていただいたんですが、本当に取り組んでいる、特に内閣総理大臣から受賞された静岡の浜松市と、それから長野の上田市の議員さんたちも来ていらっしゃったんですが、その取り組みのオーラというのがすごかったんですが、これをもとに地域の諸問題の解決の手法として、国が一生懸命取り組みなさいよという指針を出していたということを自分たちは知らなかったわけですね。それでそこで渡されたのは、もう各自治体が、あるいは公共団体がSDGsに取り組むようにという、もう申込書もコピーをいただいたんですが、これは東串良にも届いているのか、そこを含めて、これからSDGsに取り組もうとすれば、町長、どんな取り組みなのか、ちょっとその辺お聞きしたいです。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

取り組みは後で申し上げたいと思います。

まず、この政府が策定いたしました持続可能な開発目標指針の中で、各自治体の計画策定や改定の際には、SDGsの理念を最大限反映されることが推奨されております。本町といたしましても、総合振興計画の改定が平成32年度予定しておりますので、現状分析を行いまして、SDGsの理念を取り入れながら、実効性のある計画策定に努めてまいりたいと考えております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

ということになれば、多分そのマニュアルは届いていると思いますね。よろしく願いますじゃいけないんで、こんな言葉をつけたらいけないんですけれども。それで、自分が具体的に何をするかということで一つの環境問題を取り上げた意味で、政策提言として申し上げたいと思うのが③になりますけれども、今度柏原の海岸をきれいにするというので、700万円のビーチクリーナーが予算を通過しましたけれども、行って見ていただければわかると思うんですけれども、とてもビーチクリーナーで対処できないほどのごみ上がることもあります。だからこれを含めてしょっちゅう内外に、フェイスブックでも私は発信しているんですけれども、この前8月にあった議員の、私たちの4市5町の大隅期成同盟というのがありますけれども、東串良も分担金を払っておりますが、この前、各議長さん方が集まって、要するに今まで活動していなかったということで、これから活動していただきたいという一つにこの点をこの前、役員のところに行ってちょっと意見具申をしてきたんですけれども、要するに具体的にいえばどういうことかといいますと、柏原に集まるごみとか、それから大きな風水害のときの巨木なんかたどり着くのは東串良の河川と海岸なんですけれども、これはこの前も町長にも申しあげましたけれども、この問題は東串良だけが鹿児島でいう、まっかぶるじゃないんですけれども、ごみの問題についても東串良だけで対処してて、県のほうから700万円お金をいただいて対処しているということでしたけれども、それ以外のこれから対処って必要なんじゃないかなということで、これをSDGsの手法にのっとって環境問題、生物多様性って6番目にいって国が出しているこの指針にのっとって、それをちゃんとしてマニュアル化して、4市5町で取り組んで環境問題の開発に取り組んでいけるんじゃないかなと。その中の項目、27の項目の中、それから日本国政府が出した8項目の中にも教育問題というのがありますから、環境教育を含めたそういうごみ問題の解決ということをSDGsにのっとってやっていったらどうかなということは申し上げた

いと思うわけでございます。だから持続可能ですから、自分たちが今まで繁栄を謳歌してきた影には、こんなごみ問題、環境破壊の問題が大きく存在しておりますので、このSDGsをもとにこれから4市5町で取り組んでいただければと思って、政策提言したところでございますけれども。町長、東串良もこの前の予算を見ると、首長さんクラスの大隅期成同盟には272万円の負担金を東串良からも払っておりますので、その負担金はどういうふうに使われるかということを含めて、鹿屋市なんか多分1,000万円クラスになるのではないかと思うんですけれども、肝付川の支流は鹿屋市からもどどんごみが流れてくると思いますので、こういうことを一番川下の東串良から発信するということは大変重要なことじゃないかなと思っておりますので、これで終わりたいと思います。以上です。

議 長（田之畑）

しばらく休憩します。

休	憩	午前11時12分
◇		
再	開	午前11時23分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番 牧原完治君の発言を許します。

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

それでは、最初の質問なんですが、我がまちの畑作の基幹作物であるカンショの件であります。御存じのとおり、ことしは原因不明の病害ということで、大変な被害が出たわけなんです、この病害については、この前の新聞に載っておりましたように、基腐病とサツマイモ乾腐病という12月12日の新聞で原因が出たということで掲載されておりました。そこで南九州一帯被害が出たような記事だったんですが、我がまちも非常にでん粉用カンショと焼酎用のカンショが多いわけなんです、この栽培面積とか農家戸数、それと被害度合いというか、被害状況がどうであったのか、質問を申し上げたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの本町の今年度のカンショ被害の状況については、立枯病や塊根の腐敗などの被害程度が差はありますが、でん粉用と焼酎用を合わせて県全体作付面積9,098ヘクタールのうち、作付面積の2割程度、大隅地域においては4,814ヘクタールのうち1割程度、本町においては137ヘクタールのうち、収穫が6割程度済んだ状態で確認を行い、1.8ヘクタールの被害状況でありました。また、電話等で聞き取りにおいても、収穫したカンショに腐れが入ったとの報告があり、実際の被害はもう少し大きいと考えられます。戸数については、農林水産課長に答えさせます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（木佐貫）

申しわけありませんが、被害面積等につきましては把握しておりますが、戸数につきましては、生産法人とか、そういう分がまじっております、その分について農家戸数については申しわけないですが、把握しておりません。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

今、農水課長から、戸数については把握していないということだったんですが、今年度営農指導員を採用されたんですよね。その辺を営農指導員の仕事でもあると思うんですよ。その辺とか、またこのカンショについては、でん粉用、焼酎用は町内に仲買という方が五、六人いらっしゃるんですよ。その方たちが一部大崎町と耕作がダブっている点もあるわけなんです、その方たちが生産者名、また出荷状況、この被害状況等も十分把握されているわけです。ですから、その仲買さんに尋ねれば、すぐに被害調査というか、収量調査もできるわけですよ。その辺を今後は頭に入れてやっていただきたいと思うわけなんです、今町長が本町で137ヘクタールで6割収穫時点で1.8ヘクタールの被害が出たというようなことだったんですが、私が把握しているのは溜水で27アールで50俵というところがございます。岩弘では大口の農家なんです、かねては1反当たり100俵以上、40キロ換算で100俵以上収穫される農家があるわけなんです、その方が平均したら50俵だったと。そしてまた川西地区では3割の被害が出たというような状況を聞いているわけです。ですから町長のおっしゃいましたこの1.8ヘクタールというのはちょっと疑問が残るわけなんです、相当の被害が出ていることは確かです。そしてまた、来年がどうなるかというようなことを考えた場合、どうしても畑作の表作としましてカンショを外すわけにはいかないわけです、この地区は。ですから来年の対策をどうされるのか、この2番の質問とダブるわけなんです、その辺をお答えいただければと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、病気についてはお答えしましたがけれども、このサツマイモ乾腐病、そして土壤伝染病の糸状菌ですね、カビのサツマイモの立枯病を起こすものと、サツマイモつる割れ病菌の3種類が確認されています。病害の原因は、高温や台風、長雨、排水不良でいものが弱り、菌の被害が拡大したものと考えられることです。対策といたしましては、発生農地からつるや芋を持ち出し処分するほか、イネ科、畜産農家等の輪作ともですけれども、エン麦とか、イタリアンを輪作ですか、それを大体3年から4年続けてもらおうと減ってくるということで、それと十分な土壤消毒ですね、昔は石灰とか、年1回やっておったものですが、その石灰もなかなかこのごろはやっていない農家も多うございます。そういう形で土壤消毒や排水も進めていただきたいと思います。

また引き続き原因と効果的な対応を行いまして、年内に生産者や、それと市町村JA担当者向けの説明会を開く予定でございます。来年に向けたカンショ生産で、元気の出る対策についての質問でしたけれども、言いましたように、先日、本町で行いました大隅地域行政懇話会の席上でも県大隅振興局に対しまして、カンショの被害状況に合わせまして今後の支援策について要望を行ったところでございます。

また、県、JA中央会においても国会議員に対し、でん粉原料用サツマイモについて農家が意欲を持って、生産を続けられるような交付金の設定を要請されております。また、今後も県、JA、焼酎製造業者、今言いました焼酎会社と関係機関、そして団体と連携しながら対策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

本町の場合は、米、かいもというのは昔からの基幹作物だったんですが、米については以前、台風等で災害が出た場合は、資金面で自作農維持資金とか、また生産災害資金とか、そういうのが出たわけです。また口蹄疫の場合もたしか1頭当たり1万円の助成があったんじゃないかなという記憶をしております。そのような対策も考えなければならないと思うわけなんです、この前というか、農水課から産地活性化総合対策事業という台風の被害はありませんかという認定農家だけだったと思うんですが、調査があったと思います。内容を見ますと、ほとんどがハウス栽培に被害が出た場合は、2分の1補助をしますよというようなことが書いてあるわけなんです、内容については、この台風災害等でいろんな経費とか、また必要な種子、種苗等の生産資材の経費というようなことに充てられるということが書いてございます。そこでこれを台風災害として、このような助成措置ができないものか、その辺を答えていただければと思います。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（木佐貫）

今、議員がおっしゃった件につきましては、まず確認がとれないといけないということで、写真等の確認がまずとれないと、その対象とできないということでもありますので、写真の確認につきまして24号の台風関係だったと思いますが、そういう写真の確認がとれなければならないということでございます。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

今、農水課長から確認がとればできるよというようなことだったんですが、これは11月21日の新聞に、サツマイモの原因不明の病害ということで載っていたわけなんです。そこで最後のほうに、県の農政普及課の中原俊一課長は台風24号以降に被害が大きくなっており、今回の被害と関係している可能性が高いというようなことで県の課長が台風24号の被害じゃないかということも出してございます。ぜひ先ほど町長から国会議員等にも要請して、何かの手だてをとというようなこともございましたので、ぜひその辺をやっていただきたいと思います。

それと生産者会をもうちょっとというようなことを言われましたのでも、これも仲買を通じてやれば簡単というか、組織を簡単にできるわけです。ですから仲買を通じて生産者会を開いて、その対策等をももちろん今出ました、こういうような資金面の対応とか、その辺を含めてやっていただきたいと思います。

次に、水田の圃場整備についてなんですが、この件については、私が3年前の6月議会で同じ質問をしたわけなんです。圃場整備事業がその当時、岩弘地区と、持留川水系の2地区がまだ仮同意をとった段階だというような報告を受けて、岩弘地区については、同意率が高く事業が進んでいるわけなんです。持留川地区、一部郷衛地区がございいますが、ここの圃場整備推進事業がどうなっているか、質問したいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

水田の圃場整備につきましては、平成2年の西牟田地区の事業実施を皮切りに、川西地区、烏帽子地区、前牟田地区、池之原地区の5地区が完了しております。現在、進行中の西牟田雪山地区を含めまして、約530ヘクタール、約63%が大区画の水田として整備を終えているところでございます。

また本年度は岩弘地区が事業採択となり、今後地域の合意形成を図り、圃場整備を実施しているところでございます。

また圃場整備事業の実施につきましては、議員御承知のとおり、受益面積や担い手への一定以上の農地利用集積等の要件がございます。まず事業実施に向けた同意の収集や実現可能な担い手への集積計画の作成等の条件整備に向けた取り組みが必要となりますので、地域全体で圃場整備を実施するという機運の高まり、そして合意形成が必要となります。その条件が整えば県営事業として採択申請に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

この圃場整備事業については、今までの経過を町長から説明があったわけなんです、当初圃場整備をされる時、そのときの町長が横川町長だったと思います。その町長が林田土地改良区の理事長と兼務されまして、圃場整備は町でしますから、土地改良区で負担金は徴収してくださいというようなことで、ずっと町が主導的に事業主体となってやってきたわけなんです。本来なら土地改良区という耕地整理組合があるわけなんです、そこがやるべきなんですよ。ですから今までは町が引っ張ってきたわけなんです、どうでしょうか、今後は持留川土地改良区、また東串良の林田土地改良区、ここが郷衛地区が38町歩ございます。持留川水系が110町歩ですから約150ヘクタールの水田がまだあるわけなんです、ここについてはこの土地改良区で頑張ってもらうのはどうかというようなことなんです、この前、持留川土地改良区の組織を調査しましたところ、持留川土地改良区は東串良だけなんです、役員が7名、総代が15名ということで、名簿を見せていただきましたら地区の代表的な方が地区の総代、理事、または幹事になられております。また支部長さんは林田土地改良区と持留川の支部長ですか、兼務されております。ですからこの方たちに、どうしても圃場整備というのは必要なわけなんですよ。今、米をつくる農家で10ヘクタール以上作付をされる方が五、六名いらっしゃいます。中には30ヘクタール作付をされている方もいらっしゃいます。またWCSの飼料用稲についても圃場整備でないとなかなか効率が出ないんですよ。ですから、この圃場整備については、ぜひ何とかやっていただきたいということで、その辺は町長の手腕でしょうから、土地改良区と十分協議されて、土地改良区のため、土地改良区で何とか主体となってやっていけないかというようなことも検討していただきたいと思います。ですから、150ヘクタールというのは非常に大きいですから、これを2地区に分けてやるとか、いろんな方法があると思います。ぜひこれも今からの課題かと思っておりますのでぜひお願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思いますが、各振興会の職員の配置はできないかというようなことなんです、以前、職員が各地区に役場職員がいて、役場の頼み事とか相談事というのは、よくよく職員にされていたわけなんです、このごろ職員も池之原の団地とか、

また町外にもいるというようなことで職員と町民が遠ざかっているような気がするわけなんですよ。町長は町長就任と同時に、窓口以案内場をつくりました。町民のための調整をするのは、我がまちについては一番小さなまちなんです。まとまっているというような利点がありますので、もうちょっと職員と町民が接点があるような施策をしていただけないかというようなことなんです。この前、10月上旬だったと思いますが、台風災害で職員が地区を割り振って被害調査をされました。これはいいことだなと思ひまして、担当職員を振り分けておけばすぐできることです。それからいろんな民生委員とか、人権相談員とか、教育委員とかいうのも置いているわけなんです。町民の中には、こういう場合は誰に相談すればいいかという、その辺がわからない人はたくさんいると思うんですね。その辺も含めて相談にのる職員、我が集落にはこういう職員が相談にのるよというような、そういう体制ができないものか質問したいと思ひます。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
議員今おっしゃるとおり真摯に答える、お尋ねでございます。行政改革推進本部の中でも検討されましたけれども、振興会長さんのみならず、住民の方々は必要に応じて、隣近所の役場職員や知り合いの職員へ意見や質問を依頼されるのが現状であるのではないと思ひます。担当職員の配置を見送った経緯も今までであったと思ひますけれども、今後各振興会長さんからの要望とかが多く寄せられるようであれば、これから検討してまいりたいと思ひております。

議 長（田之畑）
3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）
今、町長が振興会長の意見等をもとに検討するということだったんですが、ぜひ我がまちは、こういう職員と町民が融合を図ってうまくやっているんだよというようなことで県内一の町にしましょうや。
これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）
それでは、次に5 番 泊 重巳君の発言を許します。
5 番 泊 重巳君。

5 番（泊 ）
さきに通告いたしておりました人づくり基金の活用について、町長に質問いたします。本町は毎年、町民運動会、両小学校の水泳、陸上記録会を開催され、スポーツ振興の

まちでございます。学校の代表として、また学校の部活動として大会に出場する場合は、町から支援金が出ますが、学校以外のスポーツチーム、スポーツ教室に参加して九州大会、全国大会に出場しても何ら町から支援はなく、保護者の負担が多くて経済的に大変厳しい家庭もあるようでございます。

現在、人づくり基金の活用につきましては、外国への語学研修、国際感覚を得るために経費の半額ほどを助成しております。学校内だけでは指導者の問題、時間的にも十分能力を発揮できないと思うところでございます。大きな大会に出ることによって井の中の蛙じゃなく、大海を得ることができ、貴重な経験をされるのではないのでしょうか。町長がいつも言っていらっしゃる子供に夢を持たせることが大変大事でございます。まちづくりは、人づくりからでございます。東串良町の将来を担う子供たちでございますので人づくり基金から学校の代表以外の大会においても、経費の一部を援助される考えはないか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私、本当議員おっしゃるとおり、子供たちに夢をということで、もう大事なことです。この夢もいろいろあるわけですが、今おっしゃいました東串良町人づくり基金、条例を見ますと、第1条で活力と潤いに満ちたまちづくりを目指し、産業、福祉、教育文化等の振興を図るため、その担い手となる町民の国内、国外研修に資するための基金を設けるとあります。この研修の内容を具体的に見ますと、東串良町人づくり基金実施要綱細則の第3条にすぐれた後継者づくり、人づくりを前提とした修学・研修であること、それから自発的に申請者みずからまちの活性化を図り、かつリーダー育成のための活動が期待できる修学・研修であること、まちの実情に沿った産業構造活性化のための研修であること、国内、国外のホームステイや交流により、将来町のリーダーとしての務めを十分に果たし得る修学・研修であること、町内の各種団体のリーダーが社会教育、社会福祉、産業開発、または学習のために行う先進的な研修、国、県及び他の公共団体等が募集した修学・研修ですぐれた後継者育成、リーダー育成が十分期待でき得るものであることの範囲内であることと記載されております。このようなことから、過去に、また過去の実績からしても人づくり基金は修学・研修に対する補助であって、議員お尋ねの全国大会出場等への支給は難しいものと考えます。ちなみに、ホームステイを含めた国外研修は、全体で97名の方が研修に行かれ、そして国内研修には337名の方が人づくりに利用されております。以上です。

議 長（田之畑）

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

町長が答弁されました東串良町人づくり基金の設置目的は、町長のおっしゃるとおりでございますが、子供は東串良町の宝でございます。九州大会、全国大会に出場する機会はそんなにないわけでございますので、町としてしていただきますよう強く要請いたします。

次に、平成29年度決算審査特別委員会の報告について、質問いたします。

まず、町長、この報告書を見られましたか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

平成29年度決算審査特別委員会の報告書については、確認させていただきました。

議 長（田之畑）

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

見られたということでございますので、質問に入ります。

特に評価する意見のあった施策もたくさんございますが、今後も引き続き御努力願います。以前は、12月議会で決算の認定を行ってございましたが、12月議会では、次年度の予算編成に間に合わないということで、5年前より9月議会で決算認定を行い、次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう24項目の政策提案を行っております。議会からの政策提案で平成31年度の行政運営に何か反映される政策があるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本年度においては、政策提言の中から園芸指導員の採用、そして中学校へのクーラー設置、石油備蓄協議会による資源エネルギー庁等への要望活動を行ったところでございます。また、平成31年度の政策提言の範囲につきましては、今回上程いたしました補正予算に両小学校のクーラー設置も盛り込ませていただいたところでございます。なお、そのほかの提言につきましては、精査し、予算にも限りがございますが実現可能なものから取り組んでまいりたいと考えているところでございます。議員各位の御理解、御協力方よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

町長が今、平成31年度の予算編成に政策提言を入れていただくことは大変ありがたいことでございます。私が一番懸念しております柏原地域の活性化、人口減少をどのように食いとめるかが大きな課題と思っております。現在、柏原幼稚園は休園となっております。また近い将来は、柏原小学校も廃校になることも予想されております。柏原地域の活性化と人口減少対策をどのようにお考えしているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

ありがたいことに柏原地区の活性化についてですが、現在まで丸山公園の公園内の整備、相撲場の屋根設置、そして遊具設置、避難階段の整備、そして避難ステージもつくらせていただきまして、町有林の下払いやふれあいの森の整備を行っているところでございます。今おっしゃいました人口減対策といたしまして、さきの全員協議会でも報告があったかと思いますが、柏原小学校の隣接地を購入し、小学校の駐車場敷地と、試行的定住用地として整備予定でございます。状況によっては定住用地の拡充も検討していきたいと考えております。また、民間集合住宅建設促進条例も9月議会で整備したところでございますが、柏原校区については特に内容を充実させ、優遇措置、税減免を盛り込んでおり、当校区の人口増を目指しております。今後も引き続き当地区の人口減対策や活性化対策を講じていきたいと考えているところでございます。

議 長（田之畑）

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

柏原活性化推進会議等をつくって柏原の活性化に向けて行動を起こしていただきたいと思えます。

また、どこの市町村も姉妹都市を結び、交流を図っております。本町におきましても姉妹都市を結び、青少年、若者が交流を図り、識見を深めていくことが必要であると思えますが、どのように考えているか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

姉妹都市の交流でございますが、昭和の武蔵と言われました本町出身の中倉清先生と

会 議 の 経 過

剣聖上泉伊勢守信綱公の剣道のつながり、群馬県ですけれども前橋市長と議長を表敬訪問したところでございます。また全国備蓄基地連連絡協議会加入市町村とも連携をとりながら考えているところでございます。現在、姉妹友好都市提携に向けて、事務方で検討しているところでございます。調整が整い次第、姉妹都市締結に向けてお願いに行きたいと考えているところでございます。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

今、グローバル社会がいろいろな方と交流を図ることが大変大事な時代でございます。厳しい行政運営でございますが、お互いに知恵を出し合い、笑顔あふれるまちづくりのために、なお一層頑張ってくださいますよう要請し、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休	憩	午前 11 時 57 分
再	開	午後 0 時 58 分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番 児玉勇治君の発言を許します。

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目は水道法の改正についてであります。自治体が水道の許可を持ったまま運営権を民間に委託するコンセッション方式を導入できることを盛り込んだ水道改正がさきの国会で成立しました。安倍総理は民営化ではない。官民連携の選択の一つとして主張していますが、全国の水道管の約15%が40年の耐用年数が過ぎ、震度6強程度の地震に耐えられる割合である。耐震適合率も4割に満たないのが状況です。このような日本の水道状況を民間に運営権を持たせ、経営悪化を少しでも解消するための改正ではないかと思われませんが、本町の水道の改修工事は他の市町村に比べ非常に進んでいる状態だと思います。そこで最近町内の水道工事がよくあちこちで見受けられますが、本町の工事の進捗状況と水道料の回収率をお尋ね申し上げます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、政府で取り上げられている水道改正法案ですけれども、我がまち、命をつなぐ水ですので、これは民営化することはないだろうと思っております。東部地区の本管布設がえの工事の進捗状況につきましては、平成26年度から補助事業を活用いたしまして石綿セメント管から震度6強程度の地震にも耐え得る本管へ更新してまいりまして、本年度で終了する予定でございます。中央地区におきましては、平成7年から9年にかけて老朽化した石綿セメント管から铸铁管への布設がえを行っております。本管の材質につきましては、当時の耐震基準には適合していますが、東日本大震災以降改正された耐震基準には適合しておりません。将来的には老朽化等の状況を見ながら耐震管への布設がえを検討していかなければならないと思っております。

次に、水道料回収率につきましては、平成32年度に上水道統合に向けた取り組みの中、経営分析を行っており、本町は水源地の立地的条件等にも恵まれ、安価な給水原価で運営ができています。近隣市町2市4町の回収率の平均が96.5％に対して、本町の回収率は168％と高く良好な運営がなされているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

行政の努力によって、水道工事が進み、回収率も非常に高いと聞いて安心しているところですが、現行の水道法は、水道事業が原則、市町村が経営と規定され、これまで浄水場の管理を民間に委託した例がありますが、水道事業そのものへのコンセッションの方式の実績はありません。導入が可能となった場合、全国の6自治体が検討とありました。民間が参入した場合、ただいま町長は民間に委託することはないと言われましたが町長再度ここで答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども答えました、これは命につながる水ですので、これは民間に委ねることはございません。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

町長の発言を聞いて安心したところですが、運営権を民間に委託した場合、海外では民営化により水道料金が高騰、水質も悪化したケースも多く、世界33カ国の267都市で水道事業の再公営化がされたそうです。パリでは、25年間で料金が3.5倍になり、再び民営化されています。民営化されると役員報酬や株主配当に利益が求められ、料金が上がり、長期契約を結べば、自治体の運営のノウハウが失われ、企業に従わざるを得なくなるそうです。世界193カ国のうち、16カ国だけが水道水の蛇口をひねると、そのまま水が飲めるという状態だそうです。もちろん16カ国に日本も含まれており、アジアでは日本国だけでした。民間事業が考える策は二つです。コストの削減と利用料金の値上げ。人間は生きていく上で水が最も大切なものだと私は思っております。10月22日、山口の周防大島にかかる橋に取りつけられた水道管が船が衝突して破損し、水不足で苦しんでいる状況がテレビで放映されていました。公営だからこそすぐに自治体に対応して処理していましたが、運営権が民間だったらどうだったでしょうか。生命にかかわる事業は、ぜひ自治体で運営していただきたいと私は強く要望いたします。

引き続きまして、2点目の水俣条約について質問をさせていただきます。

2017年8月16日、水銀に関する水俣条約が発行され、1年が経過したわけですが、水銀使用製品の製造や輸出入を原則禁止する期限とした2020年を目標に国は、処分設備を構築して設置場所にめどをつけようとしている段階ですが、まだ多くの課題がたくさん残っているのが現状です。ちなみに処分施設は日本の北海道の北見市に一つしかありません。そこで本町の公営施設、例えば体育館、役場、学校等に水銀を含む製品があるかどうかをお尋ねします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

本町の公共施設の水銀を含む製品があるかとの質問でございますが、水銀を使用した血圧計や体温計等のうち、役場や町内の学校関係で使用しているものについては、処分費用、コストの削減と安全性の確保という観点から平成28年度から大隅4市5町で検討を始めまして、ことしの10月までに水銀式の血圧計や体温計、理科実験用品など合計92品目、全ての最終処分を行ったところでございます。また総合体育館については、平成29年度においてLED照明灯に切りかえております。しかしながら町民運動場のナイター施設で72個、総合センターのホールに15基、両小学校体育館に合計15基、中学校体育館に24基の水銀灯がまだ設置されております。以上でございます。

議 長 (田之畑)

1 番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

ただいま町長の回答のとおり、まだ水銀を使用したランプ等があるということです。2020年12月31日以降は製造、輸出入禁止になるためにLED照明灯にぜひ計画的にかえていただきたいと思います。私が最も危惧しているのが家庭や職場での水銀製品の処理の仕方です。本町はストックヤード、搬入品として特定3分類に分けているんですけども、これは平成30年度、役場が各家庭に配ったガイドブックです。これに方法等は載っているんですが、蛍光灯や電球は割れないように包装し、蛍光灯類と記入して、体温計、血圧計は紙に包み、有害ごみと記入して燃やせないごみ袋で出すようになっています。蛍光灯や電球は割れないようにと記述がありますが、血圧計や体温計には割れないようにと記述もなく、紙包みとなっています。水銀は常温でも蒸発しやすい物質です。水銀の怖さは皆さんも御存じのとおり水俣病で実証済みです。だから箱に入れて、割れないようにしてから有害ごみとして出すべきではないかと私は思っています。今回私が質問した理由は、再度住民の方々に水銀に関する水俣条約とは何かということを考えていただいて、家庭や職場に眠っている水銀製品のごみ処理の仕方を正しく知ってもらいたかったからなんです。行政も広報紙等で水銀の怖さとごみ袋の分別方法を再度広報してもらって、正しい処理がなされるよう強く要望して、私の一般質問を終わります。

議 長 (田之畑)

それでは、続きまして、9 番 宮地利雄君の発言を許します。

9 番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

それでは、私も通告に基づいて、3点ほど取り上げました。

まずは、石油備蓄基地の防災減災対策についてであります。

町議会の防災減災特別委員会は、私と瀬戸山委員を石油備蓄基地に派遣いたしまして、防災対策はどうなっているか、これを意見を聴取すると、聞き取るという形で調査に行ったわけであります。既に総務課長から石油備蓄を調査した議会としての私ども2人の調査の報告書及びその後、石油備蓄基地から私どもの調査結果を見て、まだ少し追加したいということで、補足説明書が届きましたので、これも総務課長にも渡しておきました。そこで非常に驚いたことも幾つかあったんですが、私どものこの報告を読まれて、町長はどのような感想を持たれたか、30年たっているわけですので、まずはその辺から答弁をお願いしたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。総務省消防庁では、東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方にかかる検討会を発足いたしまして、全国の石油コンビナート施設を含む危険物施設で地震・津波対策が開始されております。志布志石油備蓄基地では、建設当初は津波の想定はなく、高潮対策のみを想定して計画されており、地震・津波対策については、原油タンクの耐震性及び関連施設の耐震補強工事、平成27年度の基地独自の津波シミュレーションに基づき、平成28年度から対策が講じられてきたと伺っております。10月に実施された防災減災調査特別委員会の聞き取り調査結果については、基地側の回答も津波襲来時の防潮堤の安全性、基地外周部の築堤20メートル、防油堤2メートルによるタンクヤードへの浸水、原油漏れ等のおそれも安全性は確保されているとの報告がございました。北護岸のコンクリート構造物地下の空隙についても、潮流侵入シミュレーションでは、防潮堤8メートルに対し、津波高4.7メートルの推定となっており、比較的津波の影響を受けないと思われます。以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

まだ私も新しい東日本大震災を受けた地震対策、津波襲来時の安全性についての基準などについては、よく承知いたしていないわけですが、私が2名で調査でびっくりしたのは、津波が想定していないと最初、30年前ですからそういう状況だったのかなというふうに思いますけれども。それから東護岸は、高潮7.2メートルを想定して設計された。そして全体としてこの設計された当時の強度、これを確保するために、さまざまな補修を行っているというのが今の石油備蓄会社の基本的な立場、つまり30年前に設計があったんですけれども、その当時の強度を維持するためにいろいろと補修をやっていると。だから高潮に浸食されて、空隙がコンクリートの構造物の地下に発生しているなどというのは、このとき初めて私は聞いたんですけれども、そこにコンクリートの改良材を充填しているという対策ですね。だから30年前の強度を維持するという基本的な立場をこの今、基地は持っているわけですね。果たしてそれでいいのかどうか、この時点で、現時点で。というのが、私が危惧した内容であります。

そこで、備蓄基地は志布志石油基地が管理しておって、国家石油備蓄として国策の重要な柱であると。果たして防災上の問題とはいえ、この立地している自治体、本町ですね、高山町も一部入っておりますけれども、この立地自治体がどこまで安全性などについて、点検や対策に関与し得るのかという問題はあるかとは思いますが。しかし既に築30年を過ぎておりまして、コンクリートが波の浸食で空隙が発生していると。それから津波の想定はないと、地震の程度も非常に低いわけですね。震度6を想定しているというようなこととか、現在のこのさまざまな地震や津波の予測、想定されている数字は当時の設計を遥かに上回るものとなっていると思います。その場合に甚大な被害が起こり得るというふうに思います。コンクリートの一部に空隙がすき間ができておる。それ

は本当にサンパイプの根元の付近にまでは到達していないのかどうかというようなことも非常に心配されるわけです。予測される地震や津波の想定でも当時の設計を遙かに上回るのではないかと。その場合、大きな被害を起こることを特に本町に甚大な被害が起こることを考慮すると、町当局としても具体的な石油備蓄株式会社に対して、聞き取りから始まるんですが、少なくとも聞き取り調査など、町としての調査も行うべきではないのかということが2点目です。よろしくお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
今議員おっしゃった立地自治体といたしましても、いろんな申し入れとか、そういうのを行ってまいりたいと考えておりますが、まず危険物施設における地震・津波対策につきましては、配管構築物など耐震性能の再確認、津波発生時の緊急停止装置など、タンクの構造、強度等の再確認は事業所において、定期的に適正管理に努めていただきたいと考えております。

また本町の危機管理体制についても進捗状況の確認や地震・津波対策の効果及び周辺住民への情報伝達、避難誘導等検討すべき事項を整理して万全を期してまいりたいと考えております。

議 長（田之畑）
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）
ぜひ町長、今言われた、特にこの石油コンビナートを含む石油関連施設に対する地震や津波対策の一定の基準が示されたということを最初に町長言われましたので、それに基づいて、担当部署でこれとこれはぜひ再確認しようじゃないかというような会議も内部で開いていただいて、少なくとも備蓄基地に対して聞き取り調査等をやるべきだということを強く要請をいたしておきます。

それからずっと以前に、私は石油備蓄基地と本町が公害防止協定を結んでおります。これは建設された当時のものだと思うんですが、この公害防止協定以外に、ぜひこの防災減災のための本町と石油備蓄株式会社との協定を結ぶべきではないのかと。新しい基準に基づいて、一つ再検討して、防災減災のための新たな協定を住民の避難の問題も含めて、あるいは住民に対する説明の必要性も含めて、石油備蓄株式会社と町がそういう防災減災のための協定を結ぶべきではないかというふうに思うんですが、この点についていかがでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

今、防災減災のための協定については鹿児島県石油コンビナート等の防災本部の本部員として、県内の石油コンビナートと特定事業者と関係、防災機関との広域共同防災組織における緊密な連携を図りまして、本町の特別防災区域における総合的な防災対策を推進しております。また、石油備蓄基地本社へも出向き、経年劣化に伴う補修や地域住民の安全を確保する防災体制の強化についても要望しております。以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、議会としても、防災減災のための特別委員会がありますので、ぜひそういうところで研究も進めていきたいというふうに思います。以上でこの石油備蓄基地の防災減災対策については終わります。

次に、国保税の問題です。この国保税が高いというのは、特に本町は高いんじゃないかというふうに町民の間でも声が出ておりますが、それに対してこれは当局の一部からですけれども、実は国保に加入している農家の所得が高いのでうちの国保税は高いんだということも聞かれることもありますけれども、実は最高額が今 93 万円ですかね、全て足して。来年はどうも 100 万円に届きそうなあんばいであります。それで健康保険というのは大きく分けて被用者保険と国民健康保険の二つに分類されます。被用者保険は勤めている人ですね、雇用契約に基づいて労働者が給料の中から納めると。だからこれらは全て給料の額によって税額、保険料、あるいは保険税が決まるという仕組みの被用者保険になっております。これを比べた場合、例えば公務員もこの被用者保険ですが、経営者が半分は出すと、大体みんなそうです。役場の職員も共済組合の保険は町が負担をいたしております。もちろん給料からの天引きもありますけれども町も負担しておると。この労働者の被用者保険と国民健康保険の国保税ですね、これを比較してみますと、非常に国保税が高いというふうに言われております。中小企業の労働者が加入する協会けんぽというのがあるそうなんですが、これの国保税は 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合けんぽの 1.7 倍という国保の水準です。町長自身も共済に加入しておって、給料から一定部分は引かれているわけですが、本町の国保、本町だけでなくもいいですが、国民健康保険そのものが非常にこれは高いという認識は持っておられるかどうか、まず最初にそこを確認します。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

厚生労働省が公表している平成 26 年度の資料で比較してみますと、協会けんぽの加

入者1人当たりの平均保険料は10万7,000円、それと比べて、市町村国保は8万5,000円となっていますが、保険料を所得で除した保険料負担率で比較しますと、協会けんぽが7.5%に対しまして、市町村国保は9.9%となっております。これは国保世帯の平均所得が低いことが要因だろうと考えております。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

非常に国保は全国的にも大変です。全国的な滞納世帯は289万人、全加入世帯の15%が国保をもう払えないと、滞納者がですね、それだけ出ているという状況です。そして国保加入者の構成もかつては、今町長も言われたように所得との関係もありますが、7割が農林水産業または自営業でしたが、今では43%が無職と、全国的にです。34%が非正規雇用などの被用者、労働者ですね。合わせて8割近くになっていると。それなのに、国保税は非常に高いと。だから15%も未納者がいるという状況があります。そこで、全国知事会というのがありますね。ここが既にこれは2014年でしたかね、提言を発表をいたしました。あわせて全国市長会、全国町村会などもこういう地方団体が加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっていると。国保の構造問題だと。国保を持続可能とするためには、被用者保険、先ほど言った協会けんぽとかですね、そういうのとの格差を縮小するような抜本的な財政基盤の評価が必要だということで、政府に対して1兆円出せということを提言をいたしました。これは4年ぐらい前になるわけですが、そこで日本共産党としても、この高過ぎる国保税、国民健康保険料、あるいは保険税を引き下げると、そして医療制度を守るという政策をことしの11月1日に発表いたしました。これは公費を1兆円投入して協会けんぽ並みの負担率にすると。先ほど金額で町長言われましたけれども、負担率を協会けんぽ並みにするというのを政府に2014年に求めています。財源はどうかと。準利益を安倍政権のもとで19兆円から45兆円へもふやしながら4兆円も減税されてきた大企業、それから超株主が保有する株式時価総額3.5兆円から17.6兆円と5倍にも膨れ上がったそうなんです、こうした富裕層に応分の負担を求めることが必要だと。富裕層への証券課税の強化だけで1.2兆円の財源が生まれるんだということを述べて、この均等割と世帯割を廃止するという方向を、これは共産党が初めて打ち出したんじゃない、なくて、全国知事会なども既に大分前に政府とのヒアリングの中で、強く全国知事会が要求しております。ぜひ本町でもそうすればどうなるのかというのを私もタベ電卓をたたきながら平等割と均等割、これを廃止するという事で本町の国保税額はどう変わるかというのを試算をさせてもらいました。本町の場合、国保世帯数約1,300戸、千二百何十戸ですかね、現在あるようです。本町で集める国保税の総額約2億3,000万円から2億4,000万円、1戸当たりの国保税額は平均しますと年間約18万円です。うち均等割と平等割の合計額、これは税務課長から数字をいただきましたが、総額で1億1,000万円から1億700万円ぐらいです。1戸当たり約8万3,500円

がこの均等割と平等割の合計と。ですから18万円からこの8万3,500円引けば、本町の国保税額は10万円切って9万円代に移るんだと、それだけ安くなるんだという数字が私のはじき出した数字ですから正確ではないかもしれませんが、そういうランクの数字になるようです。東串良町の大体今、滞納が4%ぐらいですか、5%にはまだなっていないかもしれませんが、ふえる傾向にありますし、全国知事会や町村会なども今声高に国保新聞などによく、こうした提言が載っております。国保運営審議会のメンバーには、無料で国保新聞が郵送されてきているようですので、ぜひそれらも見ていただいて国保の危機を打開するには、この均等割と平等割、これを廃止させる以外にないと私も思います。大体1人当たり幾らというふうに税金を決めるというのは、もう極めて昔々の封建時代に行われていた税のとり方であります。ぜひそういう方向に持ってってもらいたいと思うんです。この国保の危機を打開するための全国町村会、あるいは知事会、市長会などが提案している内容について町長はこれらについて特に均等割と平等割、資産割がちょっと残りますが、どう扱うかという問題が残るわけですが、この均等割と平等割を廃止する方向について、町長は賛同されるかどうか、その点はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、均等割と平等割についてはちょっと控えさせていただきますが、御質問の1兆円の公費負担増の件については、国レベルの話なので、市町村レベルでお答えするには非常に難しい問題であると捉えております。平成26年度の全国知事会の国費1兆円は、国の税率負担の引き上げなどさまざまな財政支援の方策を講じて、今後の医療費の増大に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう要望したもののようでございます。今回国保制度の改革が行われましたが、できれば国の責任において安定した財政基盤を確立させてほしいものと考えます。国保財政につきましては、年金暮らしや医療ニーズの高い高齢者が多いという構造上の問題があり、運営主体が県に移ったとしても財政問題がすぐに解決されることは難しいだろうと考えております。本町といたしましても、国保を今後とも健全に運営していく必要があります。また、いつまでも法定外繰り入れをいつまでも限りなく続けることは、一般会計にも多大な影響を及ぼすことにもなりますので無理があります。できる限り、国費を投入すべきであるという、この要望は私は同じ立場にあります。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、確かに市町村にとっては、一般会計からの繰り入れを毎回毎回ふやしていくというのは一般会計の運営上も果たしてどうかと。そうせざるを得ませんけれども。ですからぜひ町長も参加される各種会合などでも、これは全国の知事会が言っているように、1兆円出させても、この国保危機を打開するために均等割と平等割は廃止するように運動を起こそうじゃないかというような声を大いに町長、上げていただきたいというのを要請をいたしておきます。

最後になりましたが、この本町の特産品、特産物の開発についてであります。

今、ふるさと納税のホームページを開きますと、たくさんの返礼品が並んでおります。本町も幾つだったかな、二十幾つの返礼品が並んでいるようですが。私も具体的にこういうものの開発をすべきじゃないかという提案があるわけではありませんけれども、やはり専門家を含めて、本町にふさわしい特産品、特産物の開発のために専門家を含めた関係業者で会合や意見交換をするべきではないかと。やっておられるのであれば、それはそれで答弁願いますが、その辺の町長の考えを質問します。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今議員おっしゃいました特産品についても、あるメロン農家さんとお話する機会がありまして、町長メロンパンというのは、あれはただメッシュが入っているだけで、メロンの網目だけであって、中身はメロンとしてはほど遠いメロンパンであるということをお聞かせいただきまして、そうしたら本来のそういうメロンの農家さんの規格外とかそういうのがあったら使えないかなということを言いましたら、ぜひそういうようなことをやってみましょうかというメロン農家さんの意見もありまして何かそういう特産品というか、そういうのを見出せたらいいなと思っているのが、私の一概にもありますけれども。そして特産物の開発ということだけで関係業者を集めて、なかなか具体的に開発に向けての話は進みにくいのではないかと考えられます。ただ、ふるさと納税の返礼品につきましては事業者間で連携して、各事業者の返礼品を組み合わせ、返礼品のセット品として構築されているのが今の状況であります。確かに議員おっしゃるとおり、新たな特産品ができて、寄附者の人気を集めることができれば、事業者の収益向上につながるものと同時に、町といたしまして、財源確保の観点からメリットがあるものと考えられます。しかしながら新たに特産品を開発するとなると、各事業者の負担を伴うことになり、人気が出ない場合、不良在庫を抱えることも十分考えられます。そういう中で大きなリスクを背負うことにもなりかねません。一方、ふるさと納税のデータを抽出し、各返礼品事業者や自治体へ情報を提供することを業務として自治体と委託契約を締結している業者の中には、地元産品を使って、特産品の開発、提案を行っている業者もあります。特産品の開発も含めた契約を締結するとなりますと、寄附額の一定の経費を支払うことになります。来年度あくまでも契約額など条件次第ということになりますけれど

も、特産品開発に向けた委託業者と契約も視野に入れて現在検討しているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ぜひ積極的な取り組みを要請して、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

次に、日程第2 議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

この前の説明会の中で、実質の引き上げじゃないんだという回答をもらいましたが、そうなんですか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

実質の引き上げということというより、人事院勧告に基づいて引き上げをするものでございまして、ほとんどの市町村もこのような形で引き上げをしているものというふうに思っただければ結構かと思います。人事院勧告に基づくものでございます。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第42号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番 (泊)

議案第42号の条例改正には異議はございませんが、本町のラスパイレス指数は平成29年度で96.1、ちなみに錦江町は97.5、南大隅町は97.7で、肝付町は96.4で、肝属郡では一番低い給与水準でございます。同じ仕事をし、同じ生活をする

会 議 の 経 過

ために、また仕事の意欲を得るためにも給与是正を行い、隣接町と同じ水準に引き上げていただきますよう要請いたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第４２号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第４ 議案第４６号 平成３０年度東串良町一般会計補正予算（第５号）

議 長（田之畑）

日程第４ 議案第４６号 平成３０年度東串良町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１１日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番 宮地利雄君。

９ 番（宮 地）

24 ページですが、中学校費に要保護及び準要保護援助費として40万円組んでありますが、これは多分中学校に来年4月に入学する子供たちの入学準備金だろうと思いますが、そういう理解でよろしいかどうか。

議 長（田之畑）  
管理課長。

教育委員会管理課長（田 尾）  
議員のお尋ねのとおりであります。

議 長（田之畑）  
9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）  
再三私は、小学校の入学するときの入学準備金もぜひ検討してほしいということで、教育長にも二、三回かな、要請をしてまいりましたが、教育委員会等、あるいは事務局等における小学校入学者に対する入学準備金の支給については、どこらあたりまで議論がされ、一定の実施の展望も出てきているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
管理課長。

教育委員会管理課長（田 尾）  
お答えします。  
ことしの10月に就学前の健康診断がありまして、その席で来年度新1年生に上がる子供を持つ家庭に一応入学前の準備金ということで、必要な方は申し込んでくださいということでチラシを配ったところ、5名申請がありました。その5名につきまして、今月の定例の教育委員会で審議して、全て支給することで決定しました。予算につきましては、既存の平成30年度の小学校費の中で賄えますので、今回補正は行っておりません。以上です。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
ないようですので、これで質疑を終わります。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第46号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月21日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後1時51分

平成30年第4回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成30年12月21日 午前10時00分
閉 会 平成30年12月21日 午前10時27分

出席議員（10人）

1番 児 玉 勇 治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧 原 完 治	4番 西 園 貞 美
5番 泊 重 巳	6番 前 田 隆
7番 上 園 ミ キ	8番 原 田 猛
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮 地 利 雄 1番 児 玉 勇 治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	若 松 雄 一
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農業委員会事務局長	高 吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田 尾 勝
総務課長	江 口 勝 志	学校給食共同調理場所長	松 留 謙 一
農林水産課長	木佐貫 勝 志	社会教育課長	橋 口 正 博
福祉課長	津 曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅 樹
税務課長	児 玉 隆 男		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 東水流 勝

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 発議第2号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書
- 日程第 4 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第45号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議案第47号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第48号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書（委員長報告）

日程第 3 発議第2号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書

日程第 4 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について

日程第 5 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第45号 町道路線の認定について

日程第 7 議案第47号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第48号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 委員会の閉会中の継続調査について

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第 1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第 129 条の規定により、別紙のとおり派遣することに  
したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決されました議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議  
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、  
派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第 2 陳情第 25 号 東串良町議会議員定数 10 名を 8 名に削減を求める陳情書

議 長（田之畑）

日程第 2 陳情第 25 号 東串良町議会議員定数 10 名を 8 名に削減を求める陳情書
についてを議題とします。

会 議 の 経 過

本件について、委員長の報告を求めます。

東串良町議会議員定数調査特別委員会委員長 牧原完治君。

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

ただいま議題となりました陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書について委員会での審査結果を報告します。

本陳情書は、11日に開催された本会議において、当委員会に審査が付託されました。当委員会では全委員の出席のもと、12月20日に委員会を開き、本陳情の趣旨・内容について審査したところであり、願意に妥当性がないなどの意見が出されたところでありました。

以上を踏まえ採決した結果、委員会の審査の結果は「不採択とすべきもの」と決定したところであります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

今の定数の削減のための陳情書ですけれども、町民の声の中に人口の減少がある中で、議員の定数は、今のままでいいのかという声があります。それと議員の中に議員活動をしていない議員がいるということで、町民の声が町内を巡回する中で、そういう声がございます。先般、議員定数に関するアンケートを振興会長にお願いしたわけですけれども、その中にもあったとおり、やはり議員定数はすべきというような声が多うございました。ですから私は、この議員定数10名を8名に削減する陳情書には賛成をしたいと思います。

議 長（田之畑）

次に、9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

私は委員長の報告のとおり、不採択とすべきという立場から討論を行います。

昨日の特別委員会において、私はこれは継続審議にしていんじゃないかということも求めましたけれども、しかしやっぱり採決すべきという声が出まして、採決となりましたので、不採択の態度をとったわけです。と申しますのは、この陳情書の内容について、一定の認識の不足というか、誤りがあるんじゃないかという点も昨日指摘したとおりでございます。議員の報酬負担が大幅な多額という点でも、本町が議会として扱う総額80億円の特別会計を含む予算全体の中の議会費の占める割合、これは事務局職員も含めてですが、0.9%という点で、認識がちょっと違うんじゃないかと。それとさらに、議員定数を削減することによる町政に対する影響は皆無だと、全くないというふうに表現があります。これは議会の議員の皆さんが日常的に町政を監視し、また一般質問などでさまざまな提案をしているという実態についても正確に見ようとしていない態度だと。さらにその次に、定数を削減することが資質の高い議員が誕生することは言うまでもないと言い切っておりますよね。私は、この議員の定数と資質の高い議員が選ばれるかどうかというのは、これは関係ないというふうに思いますね。さらに人口割合に見合う議員定数削減を求めているわけですが、そういう表現がありますけれども、これは人口5,000人台、6,000人台、7,000人台の県内の議員定数を見ても、10名、12名、14名もあるわけですよね。ですから認識について大分違うのではないかというふうに思います。

最後に、昨日は申し上げませんでした、今回どうも新人2人が挑戦をされるという話を聞いております。こういう挑戦をやる若い人たちの気力をもそいでしまうような結果になるのではないかということも危惧するものであります。

以上で、私は不採択とすることに賛成の討論です。以上です。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

8 番 原田 猛君。

8 番（原 田）

委員長報告は不採択でありますけれども、私は本陳情を採択すべきであるという立場から討論を行いたいと思います。

本陳情の要旨は我がまちの議員定数は、近隣と比べて人口1人当たりの議員数が多い。そしてまたその費用負担も多額なものとなっている。したがって議員定数を10名から8名へ削減を求めているというものであります。この陳情に対し、きのう開催されました特別委員会では、陳情では町の財政が問題とされているけれども、事務局員の給与を含めた財政負担は7,600万円余り、それは町財政の1%にも満たない。陳情者はそれを知っているのかという陳情者に対する侮辱的な発言も言説もありました。それから定数を削減しても町政に対する影響は皆無との陳情書の文言を捉えて、議会は一生涯懸命やっているんだと、こういう議会の実態を無視した主張はないとの権利主義的な反発反論もありました。さらに定数削減すれば資質の高い議員が誕生するとの

陳情の趣旨に対して、その保障はあるのかというような感情的反論がなされました。結局賛成少数で本陳情は不採択となりました。しかしながら、今述べられた理由というものは恐らく陳情者のみならず、多くの町民を納得させるものではありません。むしろ議会不信を招くばかりでなく、議会不要論をも喚起させるものであります。この陳情に先立ちまして、特別委員会では、振興会長の皆さんに定数に関するアンケートを実施しました。約6割の方々が議員定数を削減すべきとの回答を寄せられました。そうしたこともあり、今回の定数削減に関する議会の動きは、多くの町民の皆さんが注目するところでありました。ただいまの委員長報告を聞いて恐らくがっかりされているはずであります。あしたの朝、東串良町議会議員定数削減陳情を不採択との新聞記事に、今どきぼっけな議会もあるもんじゃ、我がまちはその名を広く県外にとどろかすことになりそうです。

ところで、これまで議会では非常におもしろい議論がなされてきました。議員定数削減の声が上がるのは、議会とか、あるいは議員の動きが見えないからなんだ。見えるようになれば、そうした声は出なくなるはずなんだという論法です。こうしたことから議会では、あちこちに出かけて今度は研修をするようになりました。春の大阪研修、それから秋の関東東串良研修、全員の研修が通例となっております、ここ数年。その費用は大体1回当たり100万円前後です。もちろんこれは公費です。こうした研修のレポートは議会だよりで研修報告という形で報告はなされております。町民の皆さんが余り御存じないと思いますけれども、これはこの委員会報告書は100万円レポートです。お手元があれば、いま一度熟読していただきたいと思います。

イギリスでかつて首相を務めたチャーチルの言葉に議会議員にという手を挙げる者は、自分を含めてろくでないやつばかりである。だから議会制は、議会制は民主主義は最低の仕組みであるという言葉があります。このチャーチルの言葉に従えば、議会が批判されるのは、議会が見えないからではなく、動かないからではなく、ろくでもないやつがやっているということに対する批判ということになります。定数削減の陳情の真意、これは少数でも真に有為な人材が送り込まれれば、町民の負託に応えられるはず、そうした議会であってほしいとの願いが込められているのだらうと思います。この陳情は、議員を3人に減らせというドラスティックなものではない。たった2人減らしてほしい。8人でもいいんじゃないかという、極めて穏当な陳情だらうと思っております。我々は今その意図するところを酌むべきではないか。列席の議員各位の御賛同をお願いするものであります。以上です。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで討論を終わります。

会 議 の 経 過

これから陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立少数です。

したがって、陳情第25号 東串良町議会議員定数10名を8名に削減を求める陳情書については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 発議第2号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書

議 長 (田之畑)

日程第3 発議第2号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

ただいま議題となりました発議第2号につきまして、趣旨説明を申し上げます。

タイトルは2019年、つまり来年10月の消費税増税の中止を求める意見書であります。

現在の私たちの暮らしを見たときに、増税と年金はカットされる。医療介護など社会保障費は負担がふえると。そして賃金の低下、大規模な自然災害も各地で相次いでおります。今回の10%への引き上げをめぐって、たとえ減税分を差し引いても4.6兆円、1世帯当たり8万円の増税という試算も出ております。また、軽減税率と、軽減ではないんだけど、軽減税率という表現を国税局も使っておりますが、これには重大な問題が含まれております。8%と10%の線引きというのは極めて複雑で単純ではありません。混乱が起こることは間違いないと思います。またインボイス(適格請求書)制度、これはもう1,000万円以下の売り上げの免税業者が商取引から排除されてしまう状況にあります。日本国憲法は、応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しておりますし、税金の集め方、使い方を見直して、大企業や富裕層の減税をやめて、不公平税制を正すべきであります。地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への引き上げは中止することを求める意見書であります。よろしく御審

## 会 議 の 経 過

議願います。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第2号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

◆ 日程第4 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 東串良町条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっております

## 会 議 の 経 過

すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第44号 東串良町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第45号 町道路線の認定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第45号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第４５号 町道路線の認定についてを採決します。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第７ 議案第４７号 平成３０年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議 長（田之畑）

日程第７ 議案第４７号 平成３０年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１１日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第４７号 平成３０年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおりに決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）

議 長（田之畑）

日程第 8 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 1 1 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 4 8 号 平成 3 0 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第9 議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第49号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第10 議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第10 議案第50号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 11 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第 50 号 平成 30 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第 11 委員会の閉会中の継続調査について

議 長 (田之畑)

日程第 11 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から観光振興対策、公共施設の整備対策、会計年度任用職員制度について。

教育産業常任委員会委員長から農畜水産業の振興対策、学校教育と社会教育の振興対策。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項、議会運営対策。

以上について、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時27分